

(別紙)

令和8年度インターンシップ魅力度アップ事業 業務委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度インターンシップ魅力度アップ事業

2 事業の目的

県内企業の人材確保のため、県外学生のUターン就職と県内学生の県内就職を積極的に支援する必要があるが、中小企業では、マンパワーやスキルの不足により、積極的な情報発信ができていないことが課題となっている。

そこで、企業が学生に選ばれるために、学生との最初の接点である説明会やその後のインターンシップ等において必要となる、自社の情報を魅力的・効果的に発信するためのノウハウやスキルを習得するためのセミナーを開催し、企業の採用力の向上を図る。

3 委託にあたっての基本的な考え方

業務の遂行にあたっては、参加者との信頼関係を確保し、県及び事業に対する信用が損なわれないよう努めるものとする。

なお、県の委託事業であることを踏まえ、自企業の営業につながるような行為を行わないこと（誤解を招くような行為も厳に慎むこと）。

4 委託業務の内容

(1) セミナーの開催

新規学卒者の採用活動を行う県内企業を対象として、説明会やインターンシップ等において必要となる、学生に対して自社の情報を魅力的・効果的に発信するためのノウハウやスキルを習得するためのセミナーを開催すること。

①参加対象者

県内に本社又は支店等の事業所を有し、新規学卒者の採用活動を行う企業の採用担当者・経営者等

②開催方法等

・開催時期、回数

令和8年7月～令和9年1月の間に少なくとも計2回開催

※各回の開催時期は、県内企業の採用活動及び学生の就職活動のスケジュール

ルを考慮した効果的な時期とすること。

・開催方法

対面とオンライン開催（オンラインは生配信、オンデマンド配信いずれでも可）

③セミナー内容例

- ・全国、県内の新卒採用市場の最新動向、学生の就職活動や就職に対する価値観
- ・自社の情報（自社の魅力、求める人物像等）を学生に確実に届けるための広報手段やアプローチ方法、広報資料の作成方法、プレゼン時のノウハウ
- ・インターンシッププログラム企画体験、タイプ3インターンシップ導入に向けたステップ、インターンシップを通じた自社の魅力の伝え方 等

（２）企業への広報及び募集

- ①企業への効果的な募集広報を行うこと。
- ②企業からの問い合わせ対応や参加申込みの受付を行うこと。

（３）各種アンケート調査の実施・集計管理

- ①参加企業への事後アンケート調査を実施・集計し報告書を作成すること。その際、集計結果を分析し、次年度に向けた改善提案も盛り込むこと。
- ②アンケート項目について、県と協議の上、効果的な検証ができるように努めること。

５ 提案書作成上の注意点

- （１）県内における雇用情勢、採用動向等に加え、県の社会状況（地域性等）を理解し、効果的な企画を具体的に提案すること。
- （２）実施手法については、できるだけ詳細に記載し、当日までの実施内容をイメージできる提案書とすること。
- （３）企業への広報方法について具体的に提案すること。
- （４）事業の立ち上げから終了までの全体スケジュールを提案すること。
- （５）企業の採用力強化に資する自身の持つノウハウ・アイデア等がある場合は併せて企画提案すること。

６ 委託事業に係る条件等

- （１）受託業務全般を統括する「受託業務責任者」を選任すること。
- （２）受託者はイベントごとの実施状況について報告書を作成し、すみやかに県に提出するとともに、委託業務完了時には実績報告書を提出すること。
- （３）本業務により得られた成果は、原則として県に帰属するものであること。
- （４）受託者は、本業務に関し県から受領又は閲覧した資料等について、県の了解なく公表又は使用してはならないこと。

- (5) 受託者は、本業務で知り得た県及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならないこと。
- (6) 受託者は、業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならないこと。
- (7) 事業の実施にあたり、取得価格が10万円以上の機械、器具又は物品の使用が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。
- (8) 上記4に掲げる（1）～（3）の業務ごとに経費の内訳がわかるよう経理するとともに、法令、国・県の会計・財務規程に従った処理を行うこと。
- (9) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、すみやかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (10) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合があること。
- (11) 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- (12) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。